

議案第1号

全国みどりと花のフェアかつしか 収支予算書（案）

1 歳入予算

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明
負担金	1,206,416	区からの負担金
協賛金	0	企業・団体による金銭協賛、寄付等
販売収入等	0	公式グッズ販売収入、テナント料等
補助金	0	国交省・環境省・東京都等の補助金
合 計	1,206,416	

2 歳出予算

(単位：千円)

科 目	歳出額	説 明
保険料	33	ボランティア保険
食糧費	18	飲料代
通信運搬費	70	郵送料
委託料	1,204,667	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営委託（花装飾除く）：0.7億 ・行催事務管理運営委託：1.3億 ・広報関係業務委託：1.0億 ・花装飾業務委託：4.9億 ・フェア事業推進業務補助委託：1.5億 ・イベントアンバサダー関係委託：0.7億 ・警備業務委託：1.4億 ・交通輸送計画等業務委託など：0.6億
手数料	66	振込手数料
使用料及び 賃借料	1,222	実行委員会会場使用料、イベント会場使用料等
租税公課費	340	収入印紙購入
合 計	1,206,416	

3 参考（区予算）

(単位：千円)

科 目	歳出額	説 明
報償費	948	実行委員会報償費等
通信運搬費	1	契約書送付郵送料
手数料	66	商標登録手数料
委託料	3,531	花菖蒲維持管理委託
工事請負費	101,500	公園（葛飾にいじゅくみらい公園・曳舟川親水公園）の整備にかかる経費
備品費	67,100	フラワーメリーゴーランド購入費
合 計	173,146	

2と3の合計総額

1,379,562

※本予算案は令和7年度当初予算時の負担金での案になります。

今後、実行委員会の支出と区の支出を精査していくため、内容が変更となる場合がございます。
その場合には、今後の総会にてお示しいたします。

議案第2号

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会 契約事務・会計処理・文書取扱規準（案）

第1章 目的

(目的)

第1条 全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下「実行委員会」という。）の契約事務、会計事務及び文書取扱の確実性や透明性等を確保するために、この規準を定める。

第2章 事務の専決

(専決)

第2条 事務局の事務は、別表に掲げる事項について、当該各号に定める者が専決処分することができる。

2 事務局長が必要と認める場合には、新たな事項を設けることができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号)

第3条 施行する文書に付する記号は、「みどり花委」とし、番号は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

第4章 総則

(会計年度)

第4条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(出納責任者)

第5条 出納責任者は、第2条の規定に基づき、当該各号に定める者が務める。

(書類の保存・処分)

第6条 実行委員会が作成した書類の保存期間は次の各号に掲げるとおりとし、葛飾区環境部環境課で保存するものとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 予算及び決算書類 | 7年 |
| (2) 会計伝票 | 7年 |
| (3) 証票書類 | 7年 |
| (4) 実行委員会の運営等に関する文書 | 7年 |

第5章 科目及び保存書類の種類

(科目の設定)

第7条 全国みどりと花のフェアかつしか会計及び繰越金、収入及び支出の状況を的確に把握するため

に、必要な科目等を別表のとおり設ける。

2 事務局長が必要と認める場合には、新たな科目等を設けることができる。

(会計伝票及び証票書類)

第8条 会計伝票及び証票書類の種類は次のとおりとする。

- (1) 会計伝票（別途事務局が定めることとする。）
- (2) 証票書類（預金通帳、契約書、完了報告書、請書、請求書、領収書、納品書等）

第6章 財務

(予算の編成)

第9条 予算を編成しようとするときは、収支予算書を作成し、実行委員会の承認を得て定める。

(予算の流用)

第10条 予算の流用は、予算執行上やむを得ない理由があるときに限り、必要最小限の範囲において行うことができる。

(予算の補正)

第11条 予算の補正を必要とするときは、補正予算を編成して実行委員会に提出し、その承認を得なければならない。ただし、実行委員会を開く時間のない時には、委員長専決を認めるが、後に実行委員会に報告しなければならない。

(支出負担行為)

第12条 実行委員会の支出の原因となる契約その他の行為を行う場合は、支出伺に必要な関係書類を添付し、第2条の規定に基づき決裁を受け、支出負担行為を行わなければならない。

(支出)

第13条 支出は、第29条の規定に基づく検査を行った上で、事務局の職員が会計伝票又は証票書類により、事務局の回議を経て、第2条の規定に基づき専決して行う。

(支出方法)

第14条 金銭の支払方法は、銀行振込み、口座引落し又は現金払いとする。

(支払期日)

第15条 金銭の支払は、請求日から30日以内とする。ただし、支払期限のあるものについてはこの限りでない。

(前金扱)

第16条 契約金額が100万円以上（契約を変更した場合において変更後の契約金額が100万円以上になった場合を含む。）で工期が50日間以上（契約を変更した場合において変更後の工期が50日間以上になった場合を含む。）にわたる次のいずれかに該当する契約は、契約書の定めるところにより前

金払いを行うことができる。

- (1) 工事に関係する請負又は委託の契約
- (2) 設計、施工監理又は植物調達に係る委託の契約

(資金前渡)

第 17 条 次の各号に掲げる経費については、資金を前渡することができる。

- (1) 印紙及び証紙の購入経費並びに郵便料、保険料等の経費
- (2) 会議その他講演会等の出席負担金及びこれらの開催場所において直接支払を必要とする経費
- (3) 交際費及び食糧費
- (4) 表彰金、奨励金、謝礼金、費用弁償その他これに類する経費
- (5) 即時支払をしなければ調達困難な物資の購入、加工又は修繕の経費
- (6) 前各号のほか、資金前渡をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費

(手元現金)

第 18 条 出納責任者は、即時支払いをしなければ調達不能又は調達困難な物件の購入費等として手元現金をおくことができる。ただし、金額は 30 万円以内とする。

(精算)

第 19 条 資金前渡及び手元現金を受けた職員は、支払い後又は業務完了後速やかに精算書を作成し、領収書又はこれに替るべき証拠書類を添えて精算しなければならない。

(財産)

第 20 条 実行委員会の財産区分は、次のとおりとする。

- (1) 金銭 現金、預金
- (2) 物品 備品
- (3) その他

2 備品は、機械器具等その性質、形状を変えることなく比較的長期にわたり、反復使用に耐える取得価格 10 万円以上の物品をいう。

(金銭の保管及び管理)

第 21 条 実行委員会の金銭は、最も確実な方法で保管しなければならない。

2 金銭は、出納の都度、所定の帳簿に記載してこれを管理しなければならない。

(物品の管理)

第 22 条 物品は、出納の都度、所定の帳簿に記載してこれを管理しなければならない。

(物品の処分)

第 23 条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合又は使用目的が終了した場合は、不用を決定し、廃棄、売払又は譲渡のいずれかの方法により処分することができる。

2 前項の不要の決定にあたっては、必要事項を記載した伺書により、事務局次長の決裁を受けなければならない。

第7章 契約

(契約の方法)

第24条 契約の方法は、見積競争又はプロポーザル方式による契約を原則とする。ただし、予定金額が次の各号に掲げる場合には、少額随意契約とすることができます。

- (1) 実行委員会の財産を貸し付ける貸付契約・・・30万円未満
- (2) 物品のレンタルやリース、バスの借上げ、不動産賃借等の借入契約・・・40万円未満
- (3) その他契約（貸付契約及び借入契約以外の契約）・・・50万円未満

2 前項各号に掲げる金額を超える場合においても、契約の目的・性質によって、契約の相手方を特定せざるを得ない場合は、特命随意契約とすることができます。

3 プロポーザル方式による契約については第30条に基づき、実施する。

(契約相手方の要件等)

第25条 契約を締結できる相手方は、次に掲げる資格要件等を満たすものとする。

- (1) 葛飾区における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年3月31日20葛総契第339号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留）又は規則に基づく出入禁止期間中でないこと。
- (4) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) その他プロポーザル方式の場合には、提案書提出者に要求される資格を有していること。
- (6) 全ての税について滞納がないこと。

2 対象業務において葛飾区における競争入札参加資格を有する者がいない場合、極端に少ない場合において広く契約相手方を求めるとき又は契約の目的・性質上、入札参加資格者に限定することが事業実施に支障を及ぼすと、第2条に定める専決者が認める場合には、前項の規定を適用せずに契約を締結することができる。

(見積書の徵取)

第26条 契約にかかる見積書を徵取する会社の数は、次のとおりとする。

- (1) 30万円未満・・・1社以上
- (2) 30万円以上・・・2社以上

(見積書徵取の省略)

第27条 次の各号いずれかに該当する場合は、見積書の徵取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められているものを購入するとき。
- (3) 前各号のほか、実行委員長が見積書の必要がないと認める相当な事由があるとき。

(契約書の作成)

第28条 契約を締結しようとするときは、件名、契約金額、履行期限及び契約に関する事項を記載し

た契約書を作成しなければならない。

(検査)

第 29 条 契約の適正な履行を確認するため、必要な検査をしなければならない。

2 前項の検査を行うために、検査員を置き、検査員は事務局の係長の職にあるものを充てる。

3 検査員が検査を行う場合には、事務局の職員が立合う。

(プロポーザル方式による契約)

第 30 条 プロポーザル方式による契約は、「高度な技術と企画・開発力を必要とする催事企画、支援業務」又はプロポーザル方式により実施することが適當であると実行委員長が認める業務とする。

2 業者選定における募集要件や選定方法などについては、業務内容を踏まえ、案件ごとに別に定める。

第 8 章 決算

(決算の目的)

第 31 条 決算は、一定期間の会計記録を整理集計し、その収支の結果を予算と比較して、その趣旨状況及び会計年度末の財政状況を明らかにすることを目的とする。

(決算監査)

第 32 条 事務局次長は、全国みどりと花のフェアかつしかに係る全ての歳入・歳出処理の終了後、速やかに決算手続きに入り、会計に係る以下の報告書を作成しなければならない。

- (1) 結果報告書
- (2) 会計報告書

第 9 章 繰越金

(繰越金)

第 33 条 各会計年度において決算上未支出金（余剰金を含む。）が生じたときは、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、解散の日の属する会計年度については、総会の議決を経て処理する。

第 10 章 補則

(補則)

第 34 条 実行委員会の契約事務・会計処理・文書取扱に付随する手続等は、葛飾区契約事務規則（昭和 39 年 3 月葛飾区規則第 7 号）、葛飾区会計事務規則（昭和 39 年 3 月葛飾区規則第 6 号）及び葛飾区文書取扱規程（昭和 40 年 4 月葛飾区訓令甲第 8 号）を準用する。ただし、これにより難い場合は、事務局次長が決する。

付則

この規準は、令和 7 年〇月〇日から適用する。

(別表) (第2条及び第7条関係)

事 項	科目等	決裁区分		
		実行委員長	事務局長	事務局次長
1 予算の流用に 関すること。	全額	—	—	○
2 収入に関する こと。	負担金	○	—	—
	協賛金	—	—	○
	その他	—	—	○
3 支出負担行為 に関すること。	報償費	—	—	○
	消耗品費			
	備品購入費			
	印刷製本費			
	保険料			
	食糧費			
	通信運搬費	100万円以上		
	委託料	※契約には、事前 に実行委員会の 承認が必要	50万円以上	
	手数料		100万円未満	
	一般役務費			
	使用料・賃借料			
	光熱水費			
	租税公課費			
	修繕料			
	工事請負費			
	資金前渡	—	—	○
	負担金、補助金・ 助成金	100万円以上	30万円以上 100万円未満	30万円未満
	区返還金	○	—	—
4 支出命令に関 すること。	全額	—	—	○
5 手元現金の出 納に関すること。	全額	—	—	○
6 繰越金に関す ること。	全額	○	—	—
7 物品の不用決 定並びに廃棄、売 却又は譲渡に関 すること。	全て	—	—	○

特命随意契約理由書

契約件名	全国みどりと花のフェアかつしか「開催1年前記念イベント」企画運営業務委託	
履行場所 又は納入場所	全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会の指定する場所	
履行期間 又は納入期限	契約締結日の翌日から令和7年6月30日	
予定価格	¥10,648,000-（税込）	
契約の相手方	所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー18階
	法人名称 代表者役職・氏名	株式会社エヌ・ティ・ティ・アド 代表取締役 東 明彦
契約内容	<p>全国みどりと花のフェアかつしか（以下「本フェア」という。）の「開催1年前記念イベント」（以下、「1年前イベント」という。）開催のため、各種事前準備の適切な進行管理・各種調整とともに、当日の運営や必要物品等の手配、運営スタッフの配置など、円滑なイベント運営のため、イベント運営全般にわたる業務委託を行う。</p>	
契約相手の 選定理由	<p>本フェアは、葛飾区全域を会場に見立て、100万人規模の来場者数が想定され、また、区内の数多くの団体との調整が必要不可欠な大型イベントである。そして、1年前イベントでは、本フェアを全国に広く周知し、機運醸成に繋げていくことを目的に開催するものであり、本フェアの意義や目的、実施内容等を熟知している事業者が求められる。</p> <p>（1）上記事業者は、「（仮称）全国みどりと花のフェアかつしか基本計画策定支援業務委託」契約及び、「全国みどりと花のフェアかつしか 実施計画策定支援及び業務支援等委託」契約の受注者として、基本計画・実施計画の策定に携わっており、本フェアの意義や目的、実施内容等を最も熟知している事業者である。</p> <p>（2）上記事業者は、「全国みどりと花のフェアかつしか 実施計画策定支援及び業務支援等委託」契約にて、1年前イベントの企画立案をしており、1年前イベントの実施内容を最も熟知し、円滑に運営を行うことが可能と考えられる。</p> <p>（3）上記（1）（2）により、上記事業者は、1年前イベントの関係機関や団体等との関係性の構築ができておらず、1年前イベントの運営をするために必要な検討や調整を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>（4）上記事業者は、国内及び海外で1年前イベントと同規模のイベントを複数回開催しており、イベントの企画・運営のノウハウと経験を有している事業者である。</p> <p>以上のことを踏まえ、1年前イベントを運営できる唯一の事業者として、上記事業者を契約相手として選定するものである。</p>	

(第2号様式)

根拠規定	全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会 契約事務・会計処理・文書取扱基準 第24条第2項
担当	全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会事務局 小川・野上・西郡

予定価格は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

単価契約の場合は、予定単価に予定数量を乗じた金額を記載すること。

予定価格は、前年度契約実績額や予算額、実勢価格等を参考に設定すること。

(第2号様式)

仕様書

1 件名

全国みどりと花のフェアかつしか「開催 1 年前記念イベント」企画運営業務委託

2 業務の目的

令和 8 年度に「全国みどりと花のフェアかつしか」を開催するに当たり、広く住民に周知し、機運醸成を図るための開催 1 年前記念イベント（プレイベント）を開催するもの

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 6 月 30 日（月）までとする。

4 開催概要

- (1) 開催名称 全国みどりと花のフェアかつしか 開催 1 年前記念イベント
- (2) 開 催 日 令和 7 年 6 月 8 日（日）
- (3) 開催会場 東京理科大学葛飾キャンパス図書館大ホール
- (4) 主 催 葛飾区
- (5) 実施主体 全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会
- (6) 内 容 ステージイベント、みどりや花に関する催事、アンバサダー就任 ほか

5 業務内容

委託内容は、以下のとおりとする。

なお、業務の履行にあたり、発注者を「甲」、受注者を「乙」とし、業務内容の仕様を定める。

(1) ステージイベントの企画・運営

ア 次の内容を可能な限り取り入れるとともに、イベントの趣旨を踏まえ、統一感、一貫性のある企画内容とすること。

- (ア) 主催者挨拶・来賓挨拶
- (イ) 全国みどりと花のフェアかつしか開催概要の説明
- (ウ) アンバサダー就任式
- (エ) 花いっぱいのまちづくり推進プロジェクトの活動紹介
- (オ) 区内学校や地元有志団体等によるパフォーマンス（ダンス、吹奏楽、ショー等）

イ 進行ディレクター、司会、音響、照明、場内整理スタッフ等を配置すること。

ウ タイムスケジュールを含む進行台本を甲と協議の上、作成すること。

エ 前日または当日にリハーサルを行うこと。

(2) 会場の設営・撤去

ア 会場設営は 6 月 7 日（土）から行い、撤去は 6 月 8 日（日）に行うこと。

- イ 甲と協議の上、会場装飾及び案内板等の看板の製作、設置、撤去を行うこと。
- ウ 音響、照明機器の運搬、設置(当日のオペレーション含む)、撤去を行うこと。
- エ 会場設営には、イベントの実施に必要なテーブル、いす等の用品、消耗品、感染症対策に必要な消毒薬等を含む。
- オ イベントで排出されたごみは適切に処理すること。

(3) 警備・会場運営スタッフの配置

- ア 会場（周辺、駐車場を含む）の安全と円滑な運営を図るため、会場内の警備・巡回、来場者の受付・案内等を行うスタッフを配置すること。
- イ 甲と協議の上、スタッフ配置計画を作成すること。

(4) メディアの誘致

- ア メディア向けの招待状を作成すること。
- イ メディアを通じて「全国みどりと花のフェアかつしか」の周知を図るため、プレイベントの開催について事前に報道機関等にお知らせし、メディアの誘致に努めること。
- ウ メディアとの事前の連絡調整及び当日の受付や案内を行うこと。

(5) 当日プログラム・ノベルティの配布

- ア 当日プログラムを作成し、来賓、招待者に配布すること。
- イ ノベルティについては、甲と協議のうえ、準備すること。
- ウ ノベルティに要する経費は委託料に含むものとする。

(6) 保険の加入

- ア 来場者のけがや器物の損壊などを補償するイベント保険に加入すること。
- イ 出演者のけが等を補償する傷害保険に加入すること。

6 会議・打合せの開催

- (1) 甲が必要と判断した場合、打合せを実施すること。また、適宜、電話・メール等による対応を行うこと。
- (2) 関係部署や関係機関・団体・企業等との打合せに、必要に応じて、甲とともに参加すること。
- (3) その他の事項については、甲と協議し決定する。

7 業務成果

- (1) 成果品は次の通りとする。
 - ア 業務報告書
 - イ その他の打合せ資料、収集資料及び関係資料
 - ウ 上記電子データ 1 部 (CD-R 等光学式記録メディア)

(2) 成果品の著作権は、使用、未使用に関わらず、甲に帰属するものとするが、変更等に当たっては、予め著作者との協議・調整を出来る限り行うこと。乙は甲の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。

8 業務実施体制

乙は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するために必要な人員を確保し、甲と協議の上、業務体制を整え、業務実施体制図を甲に提出すること。

9 貸与資料

本業務の遂行上必要な資料で、甲が所有しているものについては、甲と乙が協議の上貸与するものとする。その場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、甲に提出し、本業務完了とともに返却しなければならない。

10 一般事項

- (1) 本業務は請負契約とし、作業中における作業員の事故発生時の労災保険の適用は、乙のものとする。
- (2) 本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、甲の責めに帰すべき理由を除き、全て乙の責任により解決するものとする。
- (3) 作業により、建物や備品等を損傷しないように、十分注意すること。万が一損傷した場合は、乙の負担で、原状に復旧すること。
- (4) 材料、使用機材、消耗品及び作業に関わる検査及び官公署等への届出手続に必要な費用は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。ただし、光熱水費は除く。
- (5) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費（交通費、通信費）は乙の負担とする。
- (6) 乙は、本業務の履行に関し、甲と連絡を密にすること。
- (7) 本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合、又は本仕様書の内容を変更する必要が生じた場合は双方が協議して決めるものとする。
- (8) 乙は、本業務の実施に当たり、関係法令・通知等を遵守すること。

11 特記仕様

個人情報及び機密情報の取扱いについては、「葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様」（別紙1）、「機密情報の取扱いに関する特記仕様」（別紙2）を準用する。この場合、「葛飾区」とあるのは「実行委員会」と読み替えるものとする。

12 接遇に関して遵守すべき事項

- (1) 乙は、本業務を履行するにあたり、接客業務に従事する者（以下「従事者」という。）の名簿を実行委員会事務局に提出し、業務時間中は従事者に社名及び個人名を明記したネームプレートを着用させなければならない。
- (2) 乙は従事者に対し、本業務に相応しい服装を着用し、身だしなみを整えることにより、

参加者に好印象を与えるよう指導するものとする。

- (3) 乙は従事者に対し、本業務に相応しい言葉遣いや態度で窓口等対応を行うことにより、参加者に安心と信頼を与えるよう指導するものとする。
- (4) 乙は、常に参加者の立場に立ち、人権意識を持って接遇に当たるとともに、研修等の取組に努めるものとする。
- (5) 乙は、本業務を履行するにあたり、接遇の向上に努めるものとする。また、実行委員会から接遇に関する指摘事項があった場合には改善に努めるものとする。
- (6) 乙は、「接客セルフチェックシート」(別紙3)を参考にして接遇態度の確認を行い、改善に努めるものとする。

13 自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 検査

業務終了後、甲の所定の検査を受けること。

15 支払方法

検査終了後、乙の請求に基づき支払う。

16 担当

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会事務局 小川・野上・西郡

〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

電話 03-5654-6774

FAX 03-5698-1538

MAIL 060400@city.katsushika.lg.jp

仕様書

1 件名

全国みどりと花のフェアかつしか公式アンバサダーへのタレント活用及び公式ホームページの運用管理等業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下「甲」という。）指定の場所

4 業務の目的

本仕様書5（1）から（3）の業務は、葛飾区が発注した『「全国みどりと花のフェアかつしか」実施計画策定支援及び業務支援等委託』契約において決定した「全国みどりと花のフェアかつしか公式アンバサダー」（以下「アンバサダー」という。）の [REDACTED]（以下「タレント」という。）を令和8年5月16日（土）から6月14日（日）に開催する「全国みどりと花のフェアかつしか」（以下「本フェア」という。）における広報・宣伝活動に起用及び活用し、本フェアの効果的なプロモーションを図ることを目的とする。

本仕様書5（4）から（5）の業務は、本フェアの最新情報を広く発信するため、サーバーレンタル、サーバー保守業務及び本フェア公式Webサイトの運用・管理することを目的とする。

なお、本仕様書5（4）から（5）の業務の履行に当たっては、葛飾区が発注した『「全国みどりと花のフェアかつしか」実施計画策定支援及び業務支援等委託』契約の定例打合せにて議論された内容等及び策定された広報宣伝実施計画を踏まえること。

5 委託業務内容

委託業務内容は、以下の通りとする。なお、業務の履行にあたり、発注者を甲、受注者を乙とし、業務内容の仕様を定める。

（1）アンバサダーへのタレント起用及び活用に係る調整

アンバサダーへのタレント起用及び活用に当たり、以下の事項について、タレントの出演管理会社である [REDACTED] 及びその他関係者（以下「管理会社等」という。）との調整を行うものとする。

① 起用及び活用について

甲は、タレントを本フェアの広報・宣伝活動に起用及び活用するにあたり、乙を通して、起用及び活用することの承諾を求め、乙は管理会社等に対してこれを確認し、承諾する。

② タレントを使用した制作物の企画・制作に当たっての調整

甲は、乙及び乙の指定する第三者をして、本契約の履行開始日以降、タレントの肖像（乙が承諾した似顔絵を含む）、氏名（芸名、署名を含む）、音声（歌唱を含む）、プロフィール等（以下総称して「タレントプロパティ」という。）を使用して本フェアのための制作物を制作し、編集できるものとする。具体的な企画内容については事前及びその制作過程において、甲乙間の協議により調整し取り決めるものとする。

③ タレントプロパティの使用

甲は、タレントプロパティを、以下の範囲において使用することができる。

(ア) 使用期間：令和7年6月8日（日）から令和8年6月14日（日）まで

(イ) 使用目的：本フェアに関する広告・宣伝活動

(ウ) 使用用途：以下に定める態様での使用

a 各種媒体を利用した広告物・広報制作物における表示

b 販売促進物における表示

c 催事における表示

d その他、甲、乙間で合意するもの

(エ) 使用地域：日本国内

なお、日本国内から発信される衛星放送・通信ネットワーク、日本を主体に発着する国際線航空機（船舶も含む）の機内ビデオ及び機内誌、日本の新聞として国外で印刷される衛星新聞等における表示は、日本国内での使用とみなす。

④ 5 (1) ③の定めにかかわらず、甲はタレントプロパティを使用して制作された最終広告物・広報制作物を、次に定める使用目的に限り、乙に連絡の上、期間の制限なく、追加の対価の支払いなく、使用できるものとする。ただし、本項(ウ)及び(エ)の使用に当たっては、事前に乙の承諾を得るものとする。

(ア) 葛飾区及び甲の組織案内・甲の総会・葛飾区及び甲の組織内での広報物・葛飾区及び甲の事業報告書・葛飾区史・その他の葛飾区及び甲のデータベース、葛飾区の資料館、葛飾区の展示施設等における記録物（広告実績）としての掲載

(イ) 各種コマーシャルコンベンションへの出展・応募

(ウ) CM特集等の番組・記事への提供等、広告著作物としての評価活動

(エ) その他、甲、乙間で合意するもの

⑤ タレントの出演調整

(ア) 乙は、撮影及び録音並びに甲及び葛飾区の催事等にタレントを出演させるものとする。

(イ) 甲がタレントの出演を要請できる期間は、本契約の履行開始日から本契約仕様書5 (1) ③に定めるタレントプロパティの使用期間満了日までの間（以下「契約期間」という。）とする。ただし、催事等の出演については、その内容について乙に事前に相談の上、決定するものとする。

(ウ) 甲は、契約期間中いつでもタレントの出演を要請できるものとし、具体的な

出演スケジュール・出演場所等の条件は、甲の要請を尊重のうえ、甲、乙間の協議により調整し取り決めるものとする。

- (エ) タレントの出演に当たっての演技、演出、衣裳等は、タレントの意向を考慮のうえ、甲、乙が協議の上、取り決めるものとする。
- (オ) タレントが病気若しくは事故のため、又は天災地変等乙及びタレントの責めに帰せられない事由により、タレントの出演が不能な事態が生じた場合、乙は、甲と協議のうえ、速やかに代替の出演日を確保する。なお、これにより本契約の目的が達成できないと甲が判断するときは、甲は本契約を解約できるものとする。

(2) タレントの出演等について

①出演の調整

(ア) P R 動画等への出演

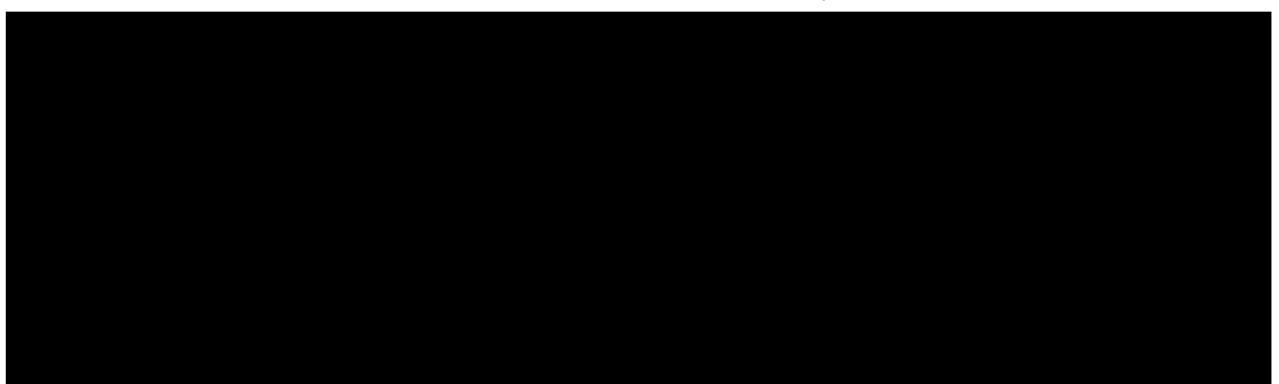
タレントについて、管理会社等と調整のうえ、本フェアのP R 動画並びにポスターへの出演調整を行い、出演させること。

(イ) プレイベントへの出演

タレントについて、管理会社等と調整のうえ、令和7年6月8日（日）に開催予定の「本フェア開催1年前記念イベント（以下「イベント」という。）」への出演調整を行い、出演させること。

②追加出演について

本契約仕様書5 (1) ⑤に基づき、本契約仕様書5 (2) ①で定める以外に、タレントによる追加での出演が実施された場合、甲は乙に対し、次の（ア）から（エ）の基準により算定される出演料を、毎月20日をもって締め切り翌月20日までに、一括して、現金又は乙の指定する方法により支払うものとする。



③ノベルティ等への活用について

5 (1) ③に基づき、販売促進物（ノベルティ等）が制作された場合、甲は、乙に対し、タレントプロパティの使用料を支払うものとする。ただし、その制作の可否を含め使用態様、具体的な金額、支払方法等は、その都度、甲、乙間の協議により別途取り決めるものとする。

(3) タレントを活用した広報ツールの制作・展開

本契約仕様書5 (2) ①に基づき、以下の項目について、必要な素材を撮影し、編集・制作すること。なお、撮影、編集等に使用する機材や撮影所等は、乙が用意・負担し対応すること。

①タレントを活用したPR動画の制作・展開

観客誘致・広報宣伝フェーズ、本フェアにおけるターゲットを踏まえつつ、イベント及び本フェア本番において投下予定の30秒及び15秒のPR動画を制作すること。

②タレントを活用したポスターの制作について

- ・本フェアのイメージ・コンセプトとともに開催関連情報を告知するために制作する。
- ・観客誘致・広報宣伝のフェーズを考慮し、制作の時期に応じて発信すべき情報を精査しながら版下データを制作すること。
- ・デザイン、コピーについては、甲と協議を踏まえて制作すること。
- ・作成したポスターをPDFに変換し、CD-R等の記録媒体にて納品すること。

なお、PDFの容量が5MBを超える場合には、5MB以下に圧縮したものも併せて納品すること。

- ・ポスターの使用用途については、配布前に乙を通して、管理会社等に確認するものとする。
- ・制作したポスターについては、葛飾区広報掲示板、葛飾区内外の行政機関、公共施設、公共交通機関、教育機関、みどりと花の関連の企業・団体、協賛企業、商業施設、広告として掲出する有償枠（駅等）、各種イベント会場等において掲出を想定している。

【仕様】

様式1及び2共通の仕様

●色数：4色

●用紙：Aランクの用紙を使用すること。

（古紙配合率70%以上、白色度70%程度以下の用紙を推奨する。）

なお、用紙の種類・厚さは別途指定する。

●インキ：Aランクのインキを使用すること。

●表面加工する場合：Aランクの加工資材を使用すること。

●リサイクル適性の表示：リサイクル適性「このポスターは、印刷用の紙へリサイクルできます。」を表示すること。

●納入場所：甲が指定する場所（都内一か所）

●その他：

- ・用紙、インキ、加工資材における「ランク」は、「古紙リサイクル適性ランクリスト」による。

- ・納品前に甲の検査担当者と検査日を打ち合わせ、所定の検査を受ける

こと。検査の際、資材確認票（最終）を提出すること。

- 完成予定時期：（第1号ポスター）令和7年6月頃
- （第2号ポスター）令和7年12月頃
- （第3号ポスター）令和8年3月頃

様式1

- サイズ：B1
- 数量：各200部（合計600部）

様式2

- サイズ：B3
- 数量：各600部（合計1,800部）

(4) サーバーレンタル及びサーバー保守業務

①システム及びネットワーク環境

運営サイトは、次の条件または同等のセキュリティ対策を講じているインターネットデータセンターのホスティングサービスを利用すること。

- ・画像投稿に対応可能な大容量のサーバーであること。
- ・暗号化通信ができる独自SSLが利用可能であること。
- ・ホスティング事業を10年以上行っていること。
- ・不正アクセス及びその予備行為を発見するための対策において、24時間365日の運営体制であること。
- ・ISO27001またはプライバシーマーク、それに準ずる認証を取得していること。

②令和7年3月に作成した「全国みどりと花のフェアかつしか」HPで使用しているサーバーを引き続きレンタルすること。

③サーバーのレンタル期間中、サーバーの保守を実施すること。

④サーバー上のデータバックアップを、定期的に実施すること。

⑤バージョンアップを含むサーバーの定期メンテナンスを必要に応じて実施すること。

⑥脆弱性が発覚した場合のパッチ当てなどの対応を隨時行うこと。

⑦フェア公式Webサイトに導入しているGoogle Analyticsから、Webサイトへのアクセスデータを、適宜報告すること。なお、報告についてはローデータの提出のみで可とする。

(5) 本フェア公式Webサイトの運用・管理

①以下のコンテンツをフェア公式Webサイトに追加すること

- ・イベントカレンダー

- ・各会場のマップ
 - ・本日のフェア会場
 - ・アクセス情報
 - ・ボランティア募集
 - ・協賛社情報
 - ・公式SNSアカウントとの連携
 - ・関連サイトのリンク集
 - ・その他、広報宣伝計画において必要となる情報
- ②CMSをコンテンツの追加に対応できるように更新すること。
- ③デザイン、コピーについては、甲との協議を踏まえて制作すること。
- ④Webサイトの構築後、甲乙協議のうえ、コンテンツを更新する。至急で更新する必要が生じた場合は、適宜対応すること。

6 第三者への広告出演の制限について

- (1) 乙は、契約期間中、タレントに対し乙以外の第三者への広告出演に関する出演制限を設けないこととする。

7 社会的信用の保持

- (1) 甲は、タレントの出演及びタレントプロパティの使用にあたって、タレントの品位やその培ったイメージを損なわないよう配慮する義務を負うものとする。
- (2) 乙は、タレントの出演及びタレントプロパティの使用にあたって、タレントの品位やその培ったイメージを失墜させるような行為を行ってはならず、また、甲及び葛飾区の品位や信用を毀損するような行為を行ってはならない。
- (3) 乙は、本契約に基づくタレントの起用及び活用がアンバサダーとしての良好なイメージによるものであることと十分に認識するものとし、タレントに、タレント自らの品位やその培ったイメージを失墜させるようなことを行わせてはならない。また、乙は、タレントが本フェア並びに甲及び葛飾区の名誉及び信用を毀損する行為・言動をしないよう、管理会社等に対してタレントを管理・監督せるものとする。

8 契約終了後の対応について

- (1) 本契約が終了する場合、甲は、甲をして、流通末端において使用されている即時撤去不可能な印刷媒体広告物（主としてポスター、POP、パンフレット、カタログ等をいう）を、タレントプロパティの使用期間にかかわらず、本契約の終了後2ヶ月以内に可能な限り撤去するよう努めるものとする。
- (2) 本契約終了後も、本契約仕様書5 (1) ④、8、9、10 (3)、12 及び委託契約約款の定めは有効に存続する。

9 秘密保持

- (1) 甲及び乙は、本契約の締結及び履行に伴い知りえた相手方の営業上的一切の情報（タレントに関する情報を含む）並びに本契約の内容を、相手方の書面による事前の承諾を得ずして、第三者に開示又は漏洩（X（旧twitter）・facebook・Instagram等のソーシャル・ネットワーキング・サービスへの投稿、ブログへの書き込み等の行為を含む）してはならない。また、乙は、本契約仕様書9に定める義務をタレントに対しても遵守させるために、管理会社等に対してタレントを監督させるものとする。
- (2) 9(1)の定めにかかわらず、次に該当する情報は、秘密情報に含まれない。
- ① 開示される以前に公知であった情報
 - ② 開示される以前に自らが保有していた情報
 - ③ 開示された後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
 - ④ 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - ⑤ 秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (3) 9(1)の定めにかかわらず、甲及び乙は、司法機関による裁判又は行政機関からの命令若しくは照会に基づき秘密情報の開示が求められた場合は、当該求めに応じるための必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとする。この場合、その開示を求められた当事者は、当該司法機関又は行政機関の承諾を得たうえで、速やかにその開示の要求を受けた旨、その要求内容及び当該開示請求元に開示した内容を書面で相手方に通知するものとする。

10 契約の解除

- (1) 甲は、乙が次の①から⑤のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるときは、相互に誠意を持って協議することとし、協議が整わない場合、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- ① 甲又は甲の品位や信用を毀損する行為を行ったとき。
 - ② 乙の責に帰すべき事由によってタレントの出演が不能となったとき。
 - ③ 乙の責に帰すべき事由によって、甲が、タレントプロパティの使用を不適切と判断したとき。
 - ④ 公職選挙に立候補する等、タレントの起用に重大な影響を及ぼす事由が生じたとき。
 - ⑤ その他、本契約の履行に支障をきたす行為を行ったとき。
- (2) 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合で、違反是正期間として相当期間を定めて相手方から債務の本旨に基づく履行をなすよう催告されたにもかかわらず、当該期間内に履行をしないとき、又は当該違反の性質若しくは状況に照らし、違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき、又は、正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、甲及び乙は相手方の違反の程度が軽微であるときは、損害賠償及びその他の制裁のみを当該違反者に課し、

本契約を継続することができるものとする。

- (3) 10 (1) 及び (2) に基づく解除は、解除当事者の被った損害について解除当事者が被解除当事者に損害の賠償を請求することを妨げない。

11 反社会的勢力の排除

- (1) 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の①から⑤いずれにも該当しないことを確約する。
- ①自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（同法 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
- ②自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- ③自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- ④自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- ⑤本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- (2) 甲及び乙は、相手方が次の項目のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。
- ① 本契約仕様書 11 (1) に違反したとき
- ② 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
- (ア) 相手方に対する暴力的な要求行為
 - (イ) 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - (エ) 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為
- (3) 乙は、本契約により乙が受託した業務の一部を第三者に再委託する契約等（以下「再委託契約等」という。）契約先又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、再委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は再委託契約等の契約先が自らもしくは第三者をして本契約仕様書 11 (2) ②に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。
- (4) 甲は乙が本契約仕様書 11 (3) に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

(5) 甲及び乙は、本契約仕様書 11 (2) 又は 11 (3) の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

12 損害賠償

- (1) 甲及び乙は、本契約の不履行又は履行に付隨した自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を被らせたとき、当該損害を賠償する。なお、当該損害には、以下の各号を含むものとする。
- ①タレントの疾病等に起因する事由による、予定していたタレントの出演が不能となつたことに伴うキャンセル料
 - ②合理的な範囲の弁護士費用
- (2) 本契約に定める甲が被る損害には、広告物・広報制作物が使用できないことに伴つて甲及び甲が被った損害が含まれるものとするが、具体的な賠償項目、金額等については、甲及び乙が別途協議により取り決めるものとする。
- (3) 乙の責に帰すべき事由、あるいは本契約仕様書 5 (1) ⑤ (オ)、10、11 又は 15 により本契約が中途解約された場合、乙は、本契約により受領した契約金（消費税及び地方消費税相当額を含む）のうち、本契約仕様書 5 (1) ③に定めるタレントプロパティの使用期間の未経過分に相当する金額を日割計算により直ちに甲に返還する。なお、この場合（本契約仕様書 5 (1) ⑤ (オ) を除く）においても甲の損害の賠償請求を妨げるものではない。

13 保証

乙は、甲に対し、以下の事項を保証する。

- (1) 本契約の締結及び履行のために必要な権限を有していること。
- (2) 本契約に基づくタレントプロパティの使用及びタレントの出演に関し何ら支障を來す制約が存在しないこと。
- (3) 乙の責任において本契約に基づくタレントの出演業務一切を管理し、甲及び甲の広告・宣伝活動並びに本契約仕様書 5 (1) ⑤によるタレントの出演に何ら支障を來すことのないように最大限努めること。
- (4) タレントが違法薬物を所持、使用したことや、それを疑われるような事実がないこと。
- (5) 過去、各種媒体（SNS を含む）において、甲及び甲の商品等に関するネガティブな発言・投稿等の事実がないこと。
- (6) タレントが管理会社等の管理下を離れる場合、速やかにその旨を甲に通知するとともに、甲及び甲の広告・宣伝活動に支障を生ぜしめないよう万全の措置を講ずるものとし、本契約を確実に履行すること。

14 契約変更等

- (1) 契約変更

本契約仕様書の内容からの変更事項があった場合は、甲へ報告し、協議のうえ本契約の増額または減額変更手続きを行う。

(2) 事情変更による措置

甲及び乙は、本契約の締結時に予見し得なかった事情の変更が生じ、本契約の継続が著しく困難となったときは、甲乙間の協議により本契約の一部を変更して本契約を継続するか、又は本契約を解約できるものとする。

15 協議事項

甲及び乙は、信義に従い誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、その都度甲乙間の協議により妥当な解決を図るものとする。

16 会議・打合せ開催等

- (1) 甲が必要と判断した場合、打合せを実施し、打合せ資料を作成すること。また、適宜、・電話・メール等による対応を行うこと。
- (2) 関係部署や関係機関・団体・企業等との打合せに、必要に応じて、甲とともに参加すること。
- (3) その他の事項については、甲と協議し決定する。

17 業務成果

- (1) 成果品は次の通りとする。
 - ①委託業務成果報告書 1部
 - ②5 (3) で制作するP R動画の電子データ 一式 (CD-R 等光学式記録メディア)
 - ③5 (3) で制作するポスター 各様式の必要部数
 - ④各成果物の電子データ一式 (CD-R 等光学式記録メディア)
 - ⑤その他の打ち合わせ資料、収集資料及び関係資料 一式

18 著作権について

- (1) 本委託業務に関し作成したP R動画、ポスター等に係る著作権は、引き渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。なお、甲が解散した後は、葛飾区に帰属するものとする。
- (2) 使用に関しては、5 (1) に定める規定に遵守し、目的の範囲を超えないこととする。なお、目的外で使用する場合には、事前に乙と協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務に係る肖像権・著作権許諾にかかる一切の手続きは乙が行うこと。

19 業務実施体制等

乙は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するために必要な人員を確保し、甲と協議の上、業務体制を整え、業務実施体制図を甲に提出すること。

20 貸与資料

本業務の遂行上必要な資料で、甲が所有しているものについては、甲と乙が協議の上貸与するものとする。その場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、甲に提出し、本業務完了とともに返却しなければならない。

21 一般事項

- (1) 本業務は請負契約とし、作業中における作業員の事故発生時の労災保険の適用は、乙のものとする。
- (2) 本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、甲の責めに帰すべき理由を除き、全て乙の責任により解決するものとする。
- (3) 作業により、建物や備品等を損傷しないように、十分注意すること。万が一損傷した場合は、乙の負担で、原状に復旧すること。
- (4) 材料、使用機材、消耗品及び作業に関わる検査及び官公署等への届出手続に必要な費用は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。ただし、光熱水費は除く。
- (5) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費（交通費、通信費）は、乙の負担とする。
- (6) 乙は、本業務の履行に関し、甲と連絡を密にすること。
- (7) 本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、双方が協議して決めるものとする。
- (8) 乙は、本業務の実施に当たり、関係法令・通知等を遵守すること。

22 個人情報及び機密情報

個人情報及び機密情報の取扱いについては、「葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様」（別紙1）、「機密情報の取扱いに関する特記仕様」（別紙2）を準用する。この場合、「葛飾区」とあるのは「実行委員会」と読み替えるものとする。

23 自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

24 検査

甲の検査担当者の検査をもって完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば、乙は速やかに訂正するものとする。また、乙は業務の完了後であっても、甲が契約不適合と判断した事項については、速やかに訂正するものとする。

25 支払い方法

本委託代金は、各年度の検査終了後、乙の書面による請求に基づき、支払うものとする。

なお、レンタルサーバー料については、月途中からの使用であっても月額で計算し、請求することとする。

26 担当及び連絡先

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会事務局 小川・松川・永田

〒124-8555 葛飾区立石五丁目 13 番 1 号

電話番号：03(5654)6774(直通)

電子メールアドレス：060400@city.katsushika.lg.jp

見積業者①

御 見 積 書

2025年4月10日

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会

御中

件名：全国みどりと花のフェアかつしか

公式アンバサダーへのタレント活用及び公式ホームページの運用管理等業務委託

会場：葛飾区全域

予算金額（税込）

¥70,978,600

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー18階

株式会社エヌ・ティ・ティ・アド

代表取締役 東 明彦

書類発行責任者：

イベント事業部長 河野 健太郎

担当者：酒井 秀晃、松永 英樹

星埜孝、黒鶴 淳一、小室市太郎

連絡先：03-6722-6852

(単位：円)

<摘要>

見積業者②

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会

御中

2025年4月10日

御 見 積 書

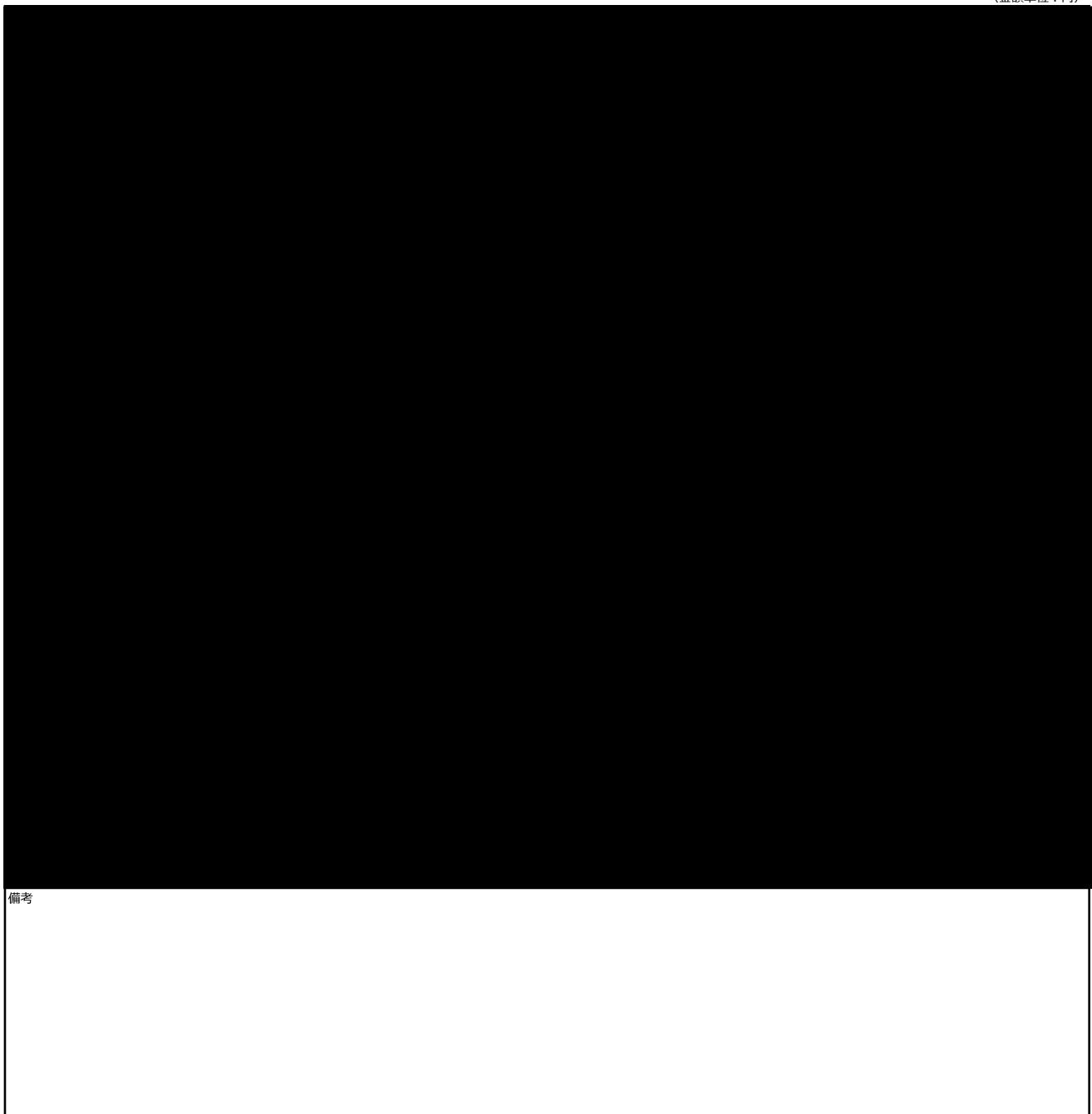
件名：全国みどりと花のフェアかつしか公式アンバサダーへのタレント活用及び公式ホームページの運用管理等業務委託

下記のとおり御見積申し上げます。

御見積金額	¥74,816,500
消費税等 (10%)	¥7,481,650
御見積金額 (消費税等入)	¥82,298,150

東京都港区芝浦二丁目12番16号
株式会社ビラシドフィルム
Tel : 03-5476-4741
担当 : 岩原辰郎

(金額単位 : 円)



備考